

県と市町村で助成対象経費の考え方が違う場合(例)について

※市町村助成金の金額は、市町村の助成対象経費ベースで3分の1になります。

そのため、市町村助成金の金額によっては、事業者の負担額は県の助成対象経費ベースで3分の1を超えてしまう場合があります。(事業者の負担割合は最大で40%)

(例)総事業費300万円で、一市町村の区域で事業を実施する場合
事業費内訳(食糧費30万円, 人件費60万円, その他210万円)

(1) 1/3ずつの場合



(2) 市町村で食糧費30万円を助成対象外とした場合



(3) 市町村で人件費60万円を助成対象外とした場合

